

町県民税兼国民健康保険税 所得税の確定申告



提出書類の準備を忘れずに

間もなく町県民税兼国民健康保険税の申告および所得税の確定申告の時期を迎えます。申告には、収入や経費、各種所得控除の確認をするため、給与・年金の源泉徴収票や事業経費の領収書等が必要です。また、本人および扶養控除対象者のマイナンバーの確認を行いますので、事前に必要な書類をご確認ください。

◆**問い合わせ** 町税務課町民税係（☎82-3111内線111、112）へ。

◆本人の合計所得金額が900万円以下（給与収入で1,120万円以下）の場合の配偶者特別控除額

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超 90万円以下	33万円
90万円超 95万円以下	31万円
95万円超 100万円以下	26万円
100万円超 105万円以下	21万円
105万円超 110万円以下	16万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

◎**配偶者特別控除の改正について**
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が76万円から123万円に改正となりました。控除額は、配偶者の合計所得に応じて次に掲げる

表のとおりとなります。
◎**住宅借入金等特別控除をお忘れなく**
個人が住宅ローンを利用してマイホームを新築、購入、または増改築をした場合、一定の要件を満たすときは、最大10年間所得税や町県民税の控除を受けることができます。この控除を受けるためには確定申告を行う必要がありますので、事前に必要書類等をご確認ください。なお、給与所得者は控除2年目以降、年末調整で控除を受けますので確定申告が不要となります。

◆**その他**、申告に関する詳細については、1月中旬発送予定の申告案内文書に同封する「申告の手引き」に記載していますので、ご確認をお願いします。

インターネットで所得税の確定申告ができる「e-Tax」を利用するには、今までマイナンバーカードやICカードリーダーライターを準備する必要がありました。平成30年分の確定申告からID・パスワード方式でも利用できるようになりました。IDの取得方法など、詳しくはお問い合わせください。

◆問い合わせ 宮古税務署 (☎011921)へどうぞ。



パソコンとスマホで申告ができます

マイナンバーカード方式

◎用意する物

- ①マイナンバーカード
- ②ICカードリーダーライター

◎特徴

- ・マイナンバーカードを利用して申告できます。
- ・「e-Tax」の開始届出書の提出やID・パスワードが不要になります。



ID・パスワード方式

◎用意する物

- ①ID (利用者識別番号)
- ②パスワード (暗証番号)

※税務署職員との対面による本人確認が必要です。

◎特徴

- ・マイナンバーカードやICカードリーダーライターを持っていなくても利用できます。
- ・パソコンのほかスマホでも利用でき、申告書の控えをデータで保存できます。



平成31年度町県民税 簡易申告制度のご利用を

町では町・県民税の申告について簡易申告を受け付けます。1月中旬に該当すると思われる方へ申告書をお送りしますので、必要書類と印鑑をお持ちになり、受付日程に合わせて会場へお越しいただくか、必要事項を申告書に記入の上、郵送でご提出ください。

※郵送の場合は1月30日までに町税務課へお送りください。

※簡易申告書もマイナンバーの記載が必要です。

◆該当する人 昨年1年間(平成30年1月1日から12月31日まで)の収入が次のような人

- ・収入が無かった人
- ・給与のみの場合 給与収入の合計が93万円以下の人
- ・公的年金と給与のみの場合
65歳以上…年金収入が120万円以下で、給与収入が65万円以下の人
65歳未満…年金収入が70万円以下で、給与収入が65万円以下の人

※年齢は平成31年1月1日現在です。税金の計算の対象となる年金には、遺族年金、障害年金などは含まれません。

◆簡易申告の受付日程

期日	場 所	時 間
1月28日(月)	豊間根生活改善センター	午前9時 ～正午
1月29日(火)	船越防災センター	午後1時 ～3時
1月30日(水)	役場 1階町民ホール	

※例年、午前中は大変混雑し待ち時間が長くなる傾向となっておりますので、あらかじめご了承ください。

※申告書は前年の申告内容を参考に送付しています。申告書が送付されなくても、平成30年中の収入が左記の条件に該当する方は簡易申告を行うことができます。

◎所得の無い人も申告が必要です

昨年1年間所得が無かった人や、収入が少なく所得税や町県民税がかからない人でも▶国民健康保険税の税額算定▶所得証明書や課税証明書等の交付▶公営住宅料や保育料、高額医療費の負担区分の設定—のため申告が必要です。なお、申告をしなかった場合には、国民健康保険税の軽減措置を受けることができなくなりますのでご注意ください。